

久留米市生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和7年度から令和11年度までの、生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業（以下、事業という。）の委託事業者の選定において、より質の高い支援体制を確保するとともに、両事業間の連携体制を強固にし、複数事業者による多層的な支援体制を展開するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 委託期間

委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

3 業務内容

市が設置する「久留米市生活自立支援センター」において、久留米市生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業を実施する。

業務内容の詳細は、別紙「久留米市生活困窮者自立支援事業及び家計改善支援事業業務委託仕様書」のとおりとする。

（1）生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の実施

複合的な問題を抱えた生活困窮者に対して、アセスメント及び支援計画を策定し、関係機関との連携及びあらゆる社会資源を活用しながら寄り添い型の支援を実施する。生活困窮者の自立と尊厳を確保するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを行うものである。具体的には以下のとおりとする。

- ア 自立相談支援事業所の運営
- イ 生活困窮者の相談受付
- ウ アセスメントと支援計画の策定
- エ 相談支援及び就労支援の実施
- オ 支援調整会議への参加
- カ 支援計画の評価とアフターフォローについて
- キ 三潴、城島、北野、田主丸地域における、月2回の自立相談支援窓口（サテライト）の運営
- ク 地域の社会資源の活用及び開拓、ネットワークづくり

（2）生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業の実施

経済的困窮を抱える生活困窮者に対して、家計についてのアセスメント及び支援計画を策定し、家計を可視化することで、家計改善意欲を引き出しつつ改善に向けた助言、提案等の支援を実施する。

具体的には以下のとおりとする。

- ア 家計改善支援事業所の運営

- イ 自立相談支援事業所と連携し、生活困窮者及び生活保護受給者の事業利用受付
- ウ アセスメントと支援計画の策定
- エ 家計改善支援及び、分納相談、債務整理の相談、貸付のあっせんの実施
- オ 支援調整会議への参加
- カ 支援計画の評価とアフターフォローの実施

(3) データの分析について

各支援事業所は、本事業の実績や課題等について評価し、随時、利用実績、相談記録、プラン、支援記録などの各種データを整備し、分析を行うものとする。また、市から上記データの報告を求められたときは、随時提供すること。

4 委託する担当エリア

前項の業務内容を行う担当エリアは、下記の小学校区域とする。

○東部エリアを受託した事業者の担当エリア

山川、山本、草野、善導寺、大橋、船越、水分、柴刈、川会、竹野、水縄、田主丸、上津、青峰、高良内、南、津福、北野、弓削、大城、金島、小森野、宮ノ陣、御井、合川（順不同）

○西部エリアを受託した事業者の担当エリア

西国分、日吉、篠山、京町、南薫、長門石、荘島、鳥飼、金丸、東国分、安武、荒木、大善寺、城島、江上、青木、西牟田、犬塚、三潞（順不同）

5 委託料

見積額及び年度ごとの上限額は、以下のとおりとする。

エリア名	見積額の上限
東部エリア（自立相談支援事業及び家計改善支援事業）	159,140千円
西部エリア（自立相談支援事業及び家計改善支援事業）	159,140千円
合計	318,280千円

自立相談支援事業及び家計改善支援事業

年 度	上限額(東部エリア)	上限額(西部エリア)
令和 7年度	31,828千円	31,828千円
令和 8年度	31,828千円	31,828千円
令和 9年度	31,828千円	31,828千円
令和10年度	31,828千円	31,828千円
令和11年度	31,828千円	31,828千円
合 計	159,140千円	159,140千円

6 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

7 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 福岡県内に事業所があり、生活保護法（昭和25年法律第44号）もしくは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援事業の受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (5) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ① 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ② 久留米市以外の福岡県内 県税
- (6) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと。

納税等証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分			税区分		法人	個人
			税 目			
市内	市外かつ 県内	県外	国税等	法人税、所得税、 消費税及び地方消 費税	国税に未税がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
			福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税に未納がない 証明	福岡県税に未納がない 証明
		久留米市税	法人市民税、市県 民税、固定資産税、 軽自動車税	久留米市税に滞納がな い証明	久留米市税及び国民健 康保険料に滞納がない 証明	
		久留米国保	国民健康保険	—		

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

8 実施スケジュール

手続きは、以下の表のスケジュールにて実施するものとする。

実施内容	実施期間または期日
------	-----------

公募開始	令和6年 9月 9日 (月)
説明会	令和6年 9月17日 (火)
質問書の提出期限	令和6年 9月30日 (月)
質問書に対する回答	令和6年10月 7日 (月)
参加申込書等提出期間	令和6年 9月 9日 (月) から 令和6年10月15日 (火)
資格審査の結果通知	令和6年10月25日 (金)
企画提案書等の受付期間	令和6年10月25日 (金) から 令和6年11月 8日 (金)
プレゼンテーション・ 候補者選定の審議	令和6年11月21日 (木)
審査結果通知の送付	令和6年12月 6日 (金)
契約締結	令和6年12月23日 (案)

9 質疑・回答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書(第6号様式)を電子メールに添付して、「20 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和6年9月9日(月)から令和6年9月30日(月)午後5時15分まで(必着)

(3) 回答方法

令和6年10月7日(月)までに、質問書(第6号様式)に記載したメールアドレス宛に、質問回答書(第7号様式)により、電子メールで回答する。また、必要に応じて他の企画提案参加事業者に同内容を通知する。

10 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、次項のとおり書類を提出するものとし、参加申込書(第1号様式)には、受託希望順位を明記すること。なお、資格審査により、不適合と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

11 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

①参加申込書(第1号様式) 1部

- ②参加資格に係る申立書（第2号様式） 1部
- ③役員等調書及び照会承諾書（第3号様式） 1部
- ④委任状（第4号様式）※本業務において契約権限等を委任する場合のみ 1部
- ⑤登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部
- ⑥国税、都道府県税及び市町村税の滞納なし証明書 1部
- ⑦直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 1部

（2）提出期間及び時間

令和6年9月9日（月）から令和6年10月15日（火）までの閉庁日を除く日の
午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、当日消印有効。

（3）提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達された
ことが証明できる方法によることとし、（2）に記載する提出期限内の消印があるもの
に限り受け付ける。郵送事故等については、市はその責めを負わない。

（4）提出先

「20 問い合わせ先」に記載する担当窓口

1.2 企画提案書等の提出

参加資格確認通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提
出すること。なお、提案書作成にあたっては、「1.5 提案書選定及びヒアリングの主眼
点、評価事項及び標準配点」を参考に、作成するものとする。

（1）企画提案を求める項目

①実施方針

本市の状況、課題等を踏まえた上で、本市の生活困窮者自立支援法の現状と展望に関
する認識と国・県・市町村の動向、本市の生活保護の実施状況や現在の社会情勢等を踏
まえ、「自立相談支援事業及び家計改善支援事業」に対する基本的な考え方を説明するこ
と。

②業務実施遂行体制

ア 従事者の人員体制

相談支援員の実務者数、職種、資格、経験年数、雇用形態、出務体制、欠員に対す
るバックアップ体制

イ 従事者の研修体制

支援員等に対する専門技術・知識の向上のための取組、研修体制

③事業実施計画

ア 自立相談支援事業

- ・アセスメント手法及び支援計画の策定の考え方
- ・支援計画に基づいた支援の手法、アウトリーチの手法、具体的なイメージ
- ・支援調整会議の活用方法、社会資源のネットワークづくり、中間的就労の開拓手
法

- ・関係機関との連携体制
- ・自立相談支援機事業の市民への効果的な周知、広報への取り組み
- イ 家計改善支援事業
 - ・アセスメント手法及び支援計画の策定の考え方
 - ・支援計画に基づいた支援の手法、アウトリーチの手法、具体的なイメージ
 - ・関係機関との連携体制
 - ・市民に向けた家計管理に関する講習会や啓発活動の手法
- ウ 一体的実施
 - ・自立相談支援事業と家計改善支援事業の一体的実施についての考え方、手法
- エ 事業者間の連携
 - ・東部・西部エリア各受託事業者間の連携についての考え方、手法
- オ データの分析
 - ・本事業の実績や課題等についての評価・利用実績、相談記録、プラン、支援記録などの各種データの整備・分析方法
- カ 個人情報保護に関する取組
 - ・業務に関する個人情報保護の対策、運用体制

④業務実績

生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業、家計改善支援事業等、その他生活困窮者自立支援法、生活保護法に基づく各種支援事業の受注実績

⑤見積額

(2) 提出書類

①提案書（第5号様式）

②提案書は自由様式とする。但し、提案書の用紙サイズは、原則としてA4とする（図面、証明資料についてはA3版とし、折り込むことは可）提案書の枚数は、表紙を除き20ページ（両面印刷した場合は10枚）までとする。

(3) 提出部数

正本1部・副本10部

(4) 提出期間及び時間

令和6年10月25日（金）から令和6年11月8日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、当日消印有効。

(5) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(4)に記載する提出期限内の消印があるものに限り受け付ける。郵送事故等については、市はその責めを負わない。

(6) 提出先

「20 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(7) その他

原則、資料の差し替え・修正は認めないこととする。また、提出された提案書の内容について、久留米市より問い合わせを行う場合がある。

1.3 受託候補者の選定方法

審査については、別途要綱に基づき設置しているプロポーザル審査委員会の委員長及び委員が提案書及びヒアリング結果等を総合的に評価・審査し、事業（エリア）毎に1受託候補者を選定する。

- (1) 総評価点（各評価者の評価点の合計。以下同じ。）が最も高い者を、当該事業者が希望するエリアの受託候補者とし、次に総評価点の高い者をもう一方のエリアの受託候補者とする。
- (2) 総評価点と同じ場合は、価格点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- (3) 最低基準は、企画・実績点（各評価者の合計。以下同じ。）の6割とし、最低基準未満の事業者は受託候補者として選定しない。
- (4) 提案者が1者の場合でも評価審査を行い、最低基準に達している場合は、受託候補者として選定する。

1.4 ヒアリング（プレゼンテーション含む）

- (1) 日時 : 令和6年11月21日（木）13時～
- (2) 会場 : 久留米市役所本庁舎3階 303会議室
- (3) 時間 : 1者あたりのヒアリング時間は30分以内
(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)
- (4) その他 : 企画提案書を用いた説明とし、必要なパソコン等の機器は、提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては、本市で準備する。

1.5 提案書選定及びヒアリングの主眼点、評価事項及び標準配点

提案書を選定する主眼点（評価項目）は、別添「企画提案の評価項目・配点」のとおりとする。

※評価点の算出方法は、次のとおり算定する。

- ・企画提案及び業務実績の各評価項目＝配点×評価値（5点～0点）
- ・価格提案＝配点×提案価格のうち最低価格／当該事務所の提案価格

※価格提案の評価点は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする。

※最低基準は、企画・実績点の6割とし、最低基準未満の事業者は、受託候補者として選定しない。

満点＝価格提案を除く配点40点×評価値5＝200点

200点×評価者5人＝1,000点

16 選考結果

- (1) 通知方法 ヒアリングを行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和6年12月6日（金）

17 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 実施要項に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が、予定価格を超える見積額を提案した場合

18 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

19 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、市に提出すること。

(2) 提出書類

- ①提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ②提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外に利用しない。
- ④本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な書類は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合

には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

20 問い合わせ先

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

久留米市健康福祉部生活支援第2課 担当 古賀 智己、古賀 理恵子

電話 0942-30-9023 FAX 0942-30-9710

メール hogo@city.kurume.lg.jp

(別添)

久留米市生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業

【企画提案の評価項目・配点】

評価項目		評価事項	配点	
1	過去の業務実績	自立相談支援事業や就労準備支援事業等、生活困窮者や生活保護受給者を対象とした支援業務の受託実績の内容。	3点	企画・実績
2	業務実施遂行体制	(1) 配置人数、経験及び資格等 (2) 担当者の変更があった場合の対応	5点	
3	実施方針 (生活困窮者自立支援法に対する見識)	(1) 生活困窮者自立支援法について、国・県・市町村の動向を踏まえ、的確に把握しているか (2) 本市の生活困窮者支援施策について、現状と課題を的確に把握しているか	4点	
4	自立相談支援事業について	① (1) アセスメント手法及び支援計画の策定の考え方について (2) 支援計画策定後の支援、アウトリーチの手法について (3) 支援の具体的なイメージについて	4点	
		② (1) 支援調整会議の活用方法、社会資源のネットワークづくりの方法、中間的就労を含む就労先の開拓手法について (2) 関係機関との連携について	3点	
		③ 自立相談支援事業の市民への効果的な周知、広報への取り組みについて	3点	
5	家計改善支援事業について	① (1) アセスメント手法及び支援計画の策定の考え方について (2) 支援計画策定後の支援、アウトリーチの手法について (3) 支援の具体的なイメージについて	4点	
		② 市民へ向けた家計管理に関する講習会や啓発活動の手法について	3点	
6	事業の一体的実施について	両事業の意義を踏まえた、自立相談支援事業と家計改善支援事業の連携手法について	3点	
7	西部受託事業者、東部受託授業者間の事業連携について	西部エリア・東部エリアそれぞれの受託事業者間での効果的な連携手法について	3点	
8	データの分析、活用について	(1) 地域特性の評価・分析について（属性、社会資源、地理等） (2) 当事業の利用実績、相談記録、プラン等の評価、分析 (3) 評価・分析結果を踏まえた効果的な支援について	3点	
9	個人情報保護に関する取組み	(1) 業務に関する個人情報保護の対策・運用体制は組織的なものになっているか	2点	
10	価格提案	(1) 次の計算式により価格点を算出する。 (小数点以下切捨て) ・満点（20点）×提案価格のうち最低価格/当該事業所の提案価格	50点	価格